



ニュース 環境 NEWS

2023年2月号 (No.35)

環境清掃課
〒443-0105
西浦町口田土1番地
TEL 0533-57-4100
FAX 0533-57-3924

今回のテーマ

アカミミガメ・アメリカザリガニの扱い方について

蒲郡市では環境保全に向けた取り組みとして、市民一人ひとりが環境に対する関心を高め、環境にやさしい行動をとっていただけるように、環境保全に関する様々な情報を、「環境NEWS」として月に1回発行しております。

アカミミガメとアメリカザリガニは、令和5年6月1日より「条件付特定外来生物」に指定されます。



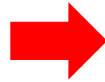
アカミミガメ



アメリカザリガニ

出典：環境省HP

これまで特定外来生物への
指定が見送られてきた



条件付特定外来生物へ

その背景とは・・・

国立研究開発法人
国立環境研究所
侵入生物データベースより抜粋

アカミミガメ

自然分布・・・北アメリカ南部
日本にきた理由・・・ペットとして
米国から移入
輸入の年代・・・1950年代～
野外では、1960年代より
見られるようになる
繁殖の原因・・・最期まで飼われず、
遺棄されることによる
国内の繁殖状況・・・日本全国

アメリカザリガニ

自然分布・・・米国南部、
ミシシッピ川河口周辺の湿地
日本にきた理由・・・食用ウシガエルの
養殖用のエサとして
米国から移入
最初は27匹だった
輸入の年代・・・1920年代～
繁殖の原因・・・ウシガエル養殖池から
脱出し、周囲に拡散
国内の繁殖状況・・・日本全国

従来から生態系への影響が問題視されていたものの、
すでに広く飼育等されていたため、特定外来生物への指定が見送られていた

「条件付特定外来生物」とは、外来生物法に基づき特定外来生物に指定された生物のうち、通常の特
定外来生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする(規制の一部がかからない)生物の通称です。「条件付
特定外来生物」も、法律上は特定外来生物となります。(環境省HPより抜粋)

規制内容の概要

<規制されない>



捕獲



飼育



無償譲渡

<規制される>



販売・頒布・購入



放出

アカミミガメとアメリカザリガニについては、外来生物法第4条(飼養等※1の禁止)と第8条(譲渡し等※2の禁止)に関する規制の一部が適用除外となり、一般家庭等での飼養等や無償での譲り渡し等については許可なしで行うことができます。ただし、業として飼養等する場合は飼養等基準を遵守する必要があります。

一方で、販売・頒布(広く配ること)を目的とした飼養等、販売・頒布・購入・輸入・野外への放出等については原則として通常の特定外来生物と同様の規制がかかります。

※1「飼養等」とは、飼養、栽培、保管、運搬を指します。

※2「譲渡し等」とは、譲渡し、譲受け、引渡し、引受けを指します。
販売・頒布は譲渡し、購入は譲受けに該当します。

特定外来生物の規制との相違点



飼育・栽培



保管



野外への放出、植栽、
は種(種をまくこと)

※研究目的などで、逃げ出さないように適正に管理する施設を持っているなど、特別な場合には許可されます。

※飼養等をする許可を受けている者は、輸入することができます。

※放出等をする許可を受けている者は、野外へ放つ、植える及びまくことができます。



許可を受けていない者に対する譲渡など



輸入



運搬(生きたまま移動させる)

※特定外来生物を野外において捕まえた場合、持って帰ることは禁止されていますが(運搬することに該当)、その場ですぐに放すことは規制の対象とはなりません(釣りという「キャッチアンドリリース」も規制対象とはなりません)。

出典：環境省HP

環境省では、今回の法改正に関する問い合わせ窓口として、「アメリカザリガニ・アカミミガメ相談ダイヤル」を開設しています。規制の内容や、飼養等に関してご不明な点がある場合は、以下までご連絡ください。

環境省 アメリカザリガニ・アカミミガメ相談ダイヤル

【ナビダイヤル】0570-013-110【IP電話等の場合】06-7739-7899

受付時間 午前9時から午後5時まで(12月29日から1月3日は除く)

※通話料は発信者様の負担となります。